

相談
無料

地産地消・外商課では 食品表示のラベル確認を行う

「食品表示相談申込」電子フォームを開設しています

食品の販売にあたっては、基本的に、一括表示や栄養成分表示などの食品表示が必要となります。食品表示は、食品表示法や景品表示法など、様々な関連法を遵守する必要があるため、県では食品表示のラベルに関するご相談に対して、法令上、適切かどうかお答えしています。

表示ラベルの相談

①「食品表示相談申込」
申込フォームへアクセス

②ラベル画像や商品画像
などを送信



名称	〇〇
原材料名	〇〇, 〇〇, 〇〇, 〇〇
内容量	〇g
賞味期限	〇〇. 〇〇. 〇〇
保存方法	直射日光を避けて...
製造者	株式会社〇〇 高知市〇〇町〇番地

申込みこちらから

申込フォームHP



←QRコードを読み込むと、入力フォームが表示されます。

※インターネット環境がない等で申込が難しい方はFAX等でも受け付けています。まずは地産地消・外商課までご連絡ください。

地産地消・外商課

③各食品表示担当部署へ
一括で確認依頼を行います

各福祉保健所
(食品表示法(衛生及び
保健事項)、薬機法)

県民生活課
(景品表示法)

農産物マーケティング戦略課
(食品表示法(品質事
項)、米トサ法)

畜産振興課
(食品表示法
(品質事項))

水産業振興課
(食品表示法
(品質事項))

工業技術センター
計量検定室
(計量法)

高知市くらし・交通安全課
計量検査所
(計量法)

「食品表示相談申込」入力方法説明ページ

申込フォームの入力方法の解説を記載しています。



食品表示の作成に必要な参考情報

食品表示の様々な法令やパンフレット等を掲載しています。



電話等での相談

**相談先が分からない場合等はまずは地産地消・外商課へ
産業振興推進部 地産地消・外商課 食品加工チーム
電話：088-823-9704**

○アレルギー、添加物、保存の方法、期限表示、製造所等の所在地及び名称、
栄養成分表示（食品表示法 衛生・保健事項）についての相談

■ 安芸福祉保健所 衛生環境課
(安芸市、室戸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村)
電話：0887-34-3173

■ 中央東福祉保健所 衛生環境課
(南国市、香南市、香美市、本山村、大豊町、土佐町、大川村)
電話：0887-53-3190

■ 中央西福祉保健所 衛生環境課
(土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村)
電話：0889-22-2588

■ 須崎福祉保健所 衛生環境課
(須崎市、梶原町、津野町、中土佐町、四万十町)
電話：0889-42-1999

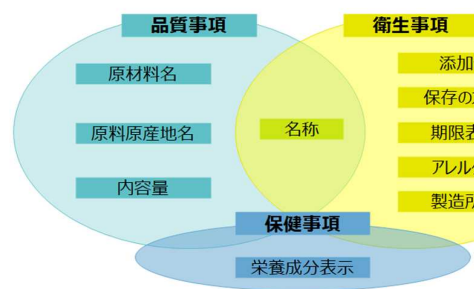
■ 幡多福祉保健所 衛生環境課
(四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村)
電話：0880-34-5119

※ 高知市の事業者の方は、高知市保健所生活食品課
(電話：088-822-0588) へお願いします。

○食品等に係る虚偽・誇大な不当表示（景品表示法）についての相談

■ 文化生活部 県民生活課
電話：088-823-9653

食品表示法の概略図



○名称、原産地、原材料名、原料原産地名、原産国名、内容量
(食品表示法 品質事項) についての相談

農産物、畜産物、水産物により、下記のとおり部署が分かれています。

■ 農業振興部 農産物マーケティング戦略課（農産物）
電話：088-821-4541

■ 農業振興部 畜産振興課（畜産物）
電話：088-821-4522

■ 水産振興部 水産業振興課（水産物）
電話：088-821-4552

農産物加工品
に関するご相談



○食品の量目表示（計量法）についての相談

■ 商工労働部 工業技術センター 計量検定室
電話：088-845-7770

※ 高知市の事業者の方は、高知市くらし・交通安全課計量検査所
(電話：088-802-5753) へお願いします。